

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 県民会議は、県民、各種団体、事業者、県、市町等の協働による犯罪のない安全・安心まちづくりを県民一体となって展開することにより、県民及び観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を推進すること。
- (2) 行動計画、防犯指針の変更に關し提言すること。
- (3) 構成団体等による自主的防犯活動を促進、支援すること。
- (4) 構成団体相互の情報交換と連携を強化すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に關すること。

(県民会議の構成)

第4条 県民会議は、県民、各種団体、事業者、県、市町等（以下「団体等」という。）で構成する。

2 県民会議の構成員は、別表1に掲げる団体等の代表者等及び個人とする。

(役 員)

第5条 県民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、長崎県知事をもって充てる。

3 副会長は、長崎県副知事（県民生活環境部担当）及び別表1に掲げる団体等の中から会長が指名する者をもって充てる。

(運 営)

第6条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

2 県民会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、県民会議に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順序に従い副会長がその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 県民会議の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事もって構成する。

3 代表幹事は、長崎県県民生活環境部長をもって充てる。

4 代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。

5 幹事は、別表2に掲げる団体等から推薦された者をもって充てる。

(支 部)

第8条 第2条の目的を達成するため、必要な地区に支部を置くことができる。

(事務局)

第9条 県民会議の事務局を長崎県県民生活環境部交通・地域安全課に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営等に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年9月16日から施行する。

この規約は、平成18年6月19日から施行する。

この規約は、平成19年6月 1日から施行する。

この規約は、平成20年6月 2日から施行する。

この規約は、平成21年6月 2日から施行する。

この規約は、平成22年5月25日から施行する。

この規約は、平成23年6月 8日から施行する。

この規約は、平成24年6月 7日から施行する。

この規約は、平成30年6月 4日から施行する。

この規約は、令和2年6月22日から施行する。

別表1 (第4条関係)

(順不同)

番号	区分	団体等名
1	県民	個人
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	各種団体	(公財) 長崎県老人クラブ連合会 (一財) 長崎県地域婦人団体連絡協議会 長崎県生活学校連絡協議会 長崎県警友会連合会 (一社) 長崎県医師会 長崎県弁護士会 日本放送協会長崎放送局 (株) 長崎新聞社 国立大学法人長崎大学 長崎県校長会 長崎県高等学校校長協会 長崎県私立中学高等学校協会 長崎県私立幼稚園連合会 (一社) 長崎県保育協会 長崎県公立高等学校 P T A 連合会 長崎県 P T A 連合会 長崎県私立中学高等学校 P T A 連合会 (公社) 長崎県防犯協会連合会 大村市竹松地区防犯協会 長崎県少年補導員連絡協議会 浦上警察署管内少年を守る母の会連合会
23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	事業者	長崎県二輪車自転車商協同組合 (一社) 長崎県建設業協会 (一社) 長崎県建築土会 (一社) 長崎県警備業協会 日本ロックセキュリティ協同組合九州ブロック長崎支部 長崎県中小企業団体中央会 長崎県商工会議所連合会 長崎県商工会連合会 (一社) 長崎青年会議所 浜市商店連合会 させぼ四ヶ町商店街協同組合 (株) ファミリーマート九州リージョン 長崎県金融機関防犯連絡協議会 日本貸金業協会長崎県支部 (一社) 長崎県観光連盟
38 39 40 41	県	長崎県知事 長崎県副知事(県民生活環境部担当) 長崎県警察本部長 長崎県教育長
42 43	市町	長崎県市長会 長崎県町村会
44 45 46	県民会議支部	壱岐支部 新上五島支部 五島支部

別表2 (第7条関係)

(順不同)

番号	区分	団体等名
1 2 3 4 5 6	各種団体	(公財) 長崎県老人クラブ連合会 (一財) 長崎県地域婦人団体連絡協議会 (公社) 長崎県防犯協会連合会 長崎県少年補導員連絡協議会 長崎県校長会 長崎県P T A連合会
7 8 9 10 11 12 13	事業者	(一社) 長崎県建設業協会 (一社) 長崎県建築士会 長崎県中小企業団体中央会 長崎県商工会議所連合会 長崎県商工会連合会 浜市商店連合会 日本資金業協会長崎県支部
14 15 16	県	長崎県県民生活環境部 長崎県警察本部生活安全部 長崎県教育庁
17	市町	長崎県市長会